

# 北九州市障害者支援計画の全体概要

( ①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含 )

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

## ① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

※ 障害者基本法(内閣府所管)

● 障害のある人に係る施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画

## ② 第7期北九州市障害福祉計画

## ③ 第3期北九州市障害児福祉計画

(計画期間：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(厚生労働省所管)

● 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画

【基本理念】	【社会情勢の変化】	【横断的視点】
障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり 障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現	3 2 1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続	5 4 3 2 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援) 障害のある女性を始め、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組の推進 計画的かつ実効性のある取組の推進

【基本目標】と【分野】	【施策の方向性】
<b>基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現</b> 【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止 P53 【分野2】 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実) P62 【分野3】 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり) P67 【分野4】 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護) P73 <b>基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備</b> 【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築) P78 【分野6】 保健・医療の推進 P90 <b>基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援</b> 【分野7】 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) P96 【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進 P104 【分野9】 文化芸術活動・スポーツ等の振興 P110	【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進 【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上 【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護 【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援 【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見 【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援 【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進 【分野9】 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実

<b>1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指すべき共生社会の姿(成果目標)</b> (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化
<b>2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み(活動指標)</b> (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助 ④相談支援 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 ①基幹相談支援センターの設置 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化
<b>3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項(障害のある人・障害のある子どもに対する事業)</b> 【必須事業】 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等 【任意事業】 日常生活支援事業、社会参加支援事業